

滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況
について（報告）

令和2年度の滋賀県における本人確認情報の
利用および提供の状況について

本人確認情報の保護に関する審議会の概要

審議会の役割

- ・滋賀県における住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を通じて各市町から通知される県内住民の**本人確認情報**（①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所 ⑤個人番号 ⑥住民票コード ⑦これらの変更情報）の保護に関する事項を、調査審議し、当該事項に関して建議を行う。
- ・知事が住民票コードの利用制限（告知要求制限、データベースの作成制限）に違反している者に対する中止命令を行う場合に意見を述べる。

根拠法令（抜粋）

- ・**住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）**

（都道府県の審議会の設置）

第30条の40 都道府県に、第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

※ **第30条の6第1項**：市町村長は、住民票の記載、消除又は第7条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項（同条第7号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項（住民票の消除を行った場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

- ・**滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成31年3月22日滋賀県条例第5号）**
（担当事務）

第3条 審議会は次に掲げる事務を担当する。

(6) 住民基本台帳法の規定により審議会の権限に属させられた事項について調査審議するほか、知事の諮問に応じて、同法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、およびこれらの事項に関して知事に建議すること。

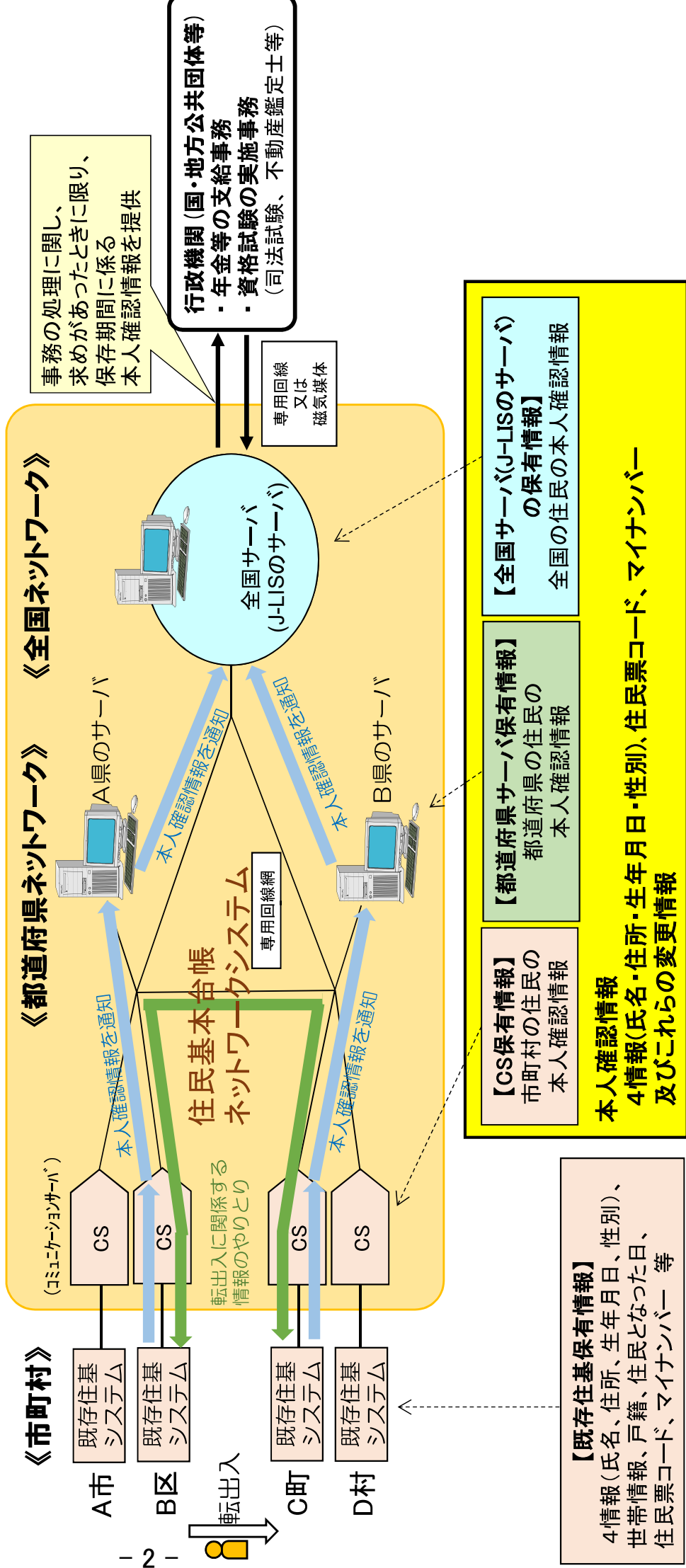
これまでの審議会の内容

- ・平成14年度の審議会設立以降、毎年、滋賀県における本人確認情報の利用および提供について調査審議。
- ・滋賀県における住基ネットの独自利用（法定事務以外に条例を根拠として住基ネットを利用すること）に関する条例改正について【平成17年度】および【平成30年度】に審議。

住民基本台帳ネットワークシステム

- 住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。
 - 市町村は都道府県、都道府県は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に本人確認情報を送信
 - 本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定
- ➡ 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）は市町村と都道府県が連携して構築しているシステム
- また、住民の転出入があった場合等に、関係する情報を市町村間で送信する際にも住基ネット回線を利用して送っている。

（転入地市町村から転出地市町村への転入通知、マイナンバーカードを用いた転入手続に係る転出証明書情報通知など）



住民基本台帳ネットワークシステムの役割

1 国の行政機関等への本人確認情報の提供

本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所・個人番号、住民票コード

- ① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供 → **年間約13.5億件**
(年金支給事務、司法試験の実施など)
- ② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供 → **年間約5,750万件**
(パスポートの発給、税務事務など)

③ 行政手続における住民票の写しの省略

- **全国で年間約1,300万件程度**(パスポートの受給申請、免許等の申請など)
- ④ 年金受給権者・被保険者※の住所変更届、死亡届の提出を省略
→ **全国で年間約1,400万件程度** (※平成30年3月より住基ネットの利用開始)
- ⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → **全国で年間約4,000万人分程度**

2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘匿性・安全性も向上

(例) 転入通知

：従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への「転入通知」年間約480万件 (約540万人分) をオンライン化



転出地市町村



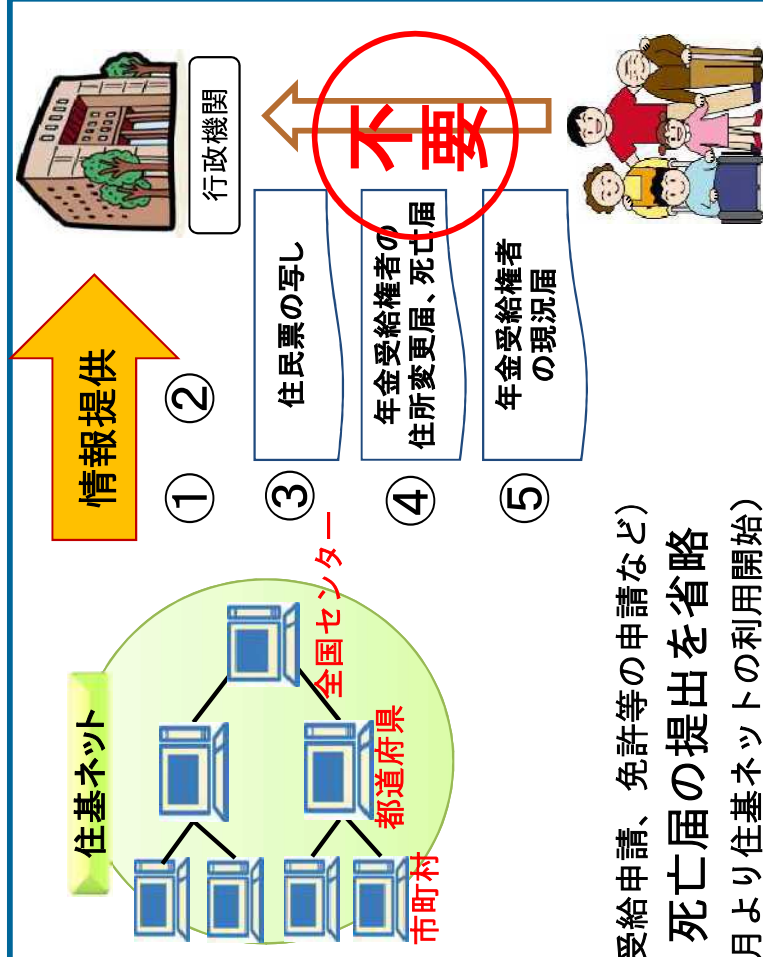
転入通知



専用回線



転入地市町村



① 住民票の写し

② 年金受給権者の住所変更届、死亡届

③ 年金受給権者の現況届

④

⑤



住基ネットにおける個人情報保護・セキュリティ確保のための措置

■ 保有情報の制限・利用の制限

- 都道府県や地方公共団体情報システム機構が保有する情報は、4情報（氏名・住所・生年月日・性別）、住民票コード、個人番号及びこれらの変更情報に限定
- 情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を限定
- 住民票コードの民間利用を禁止、住民票コードはいつでも変更請求が可能

■ 外部からの侵入防止(※)

- 専用回線の利用、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDS（侵入検知システム）による侵入検知
- 通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータを暗号化
- 通信プロトコルは、SMTP、HTTP、FTP、Telnet等の汎用性のあるものは使用せず、独自のアプリケーションによる通信

■ 内部の不正利用（不正閲覧）の防止

- システム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）
- 操作者認証に生体認証を用いることにより、操作者以外の者の操作を防止
- 市町村での操作履歴の確認及び地方公共団体情報システム機構での業務アクセスログの常時監視
- 照会条件の限定

■ その他の措置

- 全市町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導・住基JPKI監査（外部監査）
- 本人確認情報提供状況の開示を実施
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により国の機関等の担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）、不正な利益を図る目的で個人情報提供又は盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）に刑罰が加重。

※ 下線部が不正アクセス防止のための対策

マイナンバー制度の意義について

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

納税者番号
(納税改革)

- ・ 税務当局が取得する所得や納税の情報をマイナンバーで名寄せし、所得把握の精度を向上。

社会保障番号
(給付改革)

- ・ マイナンバーを活用し、年金・福祉・医療等の社会保障給付について、真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切に提供。

情報連携
(バックオフィス改革)

(平成29年7月～
試行運用開始
/11月～
本格運用開始)

- ・ 国の行政機関や地方公共団体がそれぞれで管理している様々な同一人の情報をオンラインで紐付けし、相互に活用。
- ・ 行政手続を行う際の添付書類の削減(ペーパーレス)、複数行政機関にわたる手続きのワンストップ化を実現。

(例)

- 介護保険の保険料の減免申請で住民票の写し、課税証明書等の添付を省略
- 里親の認定の申請で住民票の写し、課税証明書の添付を省略

マイナポータル

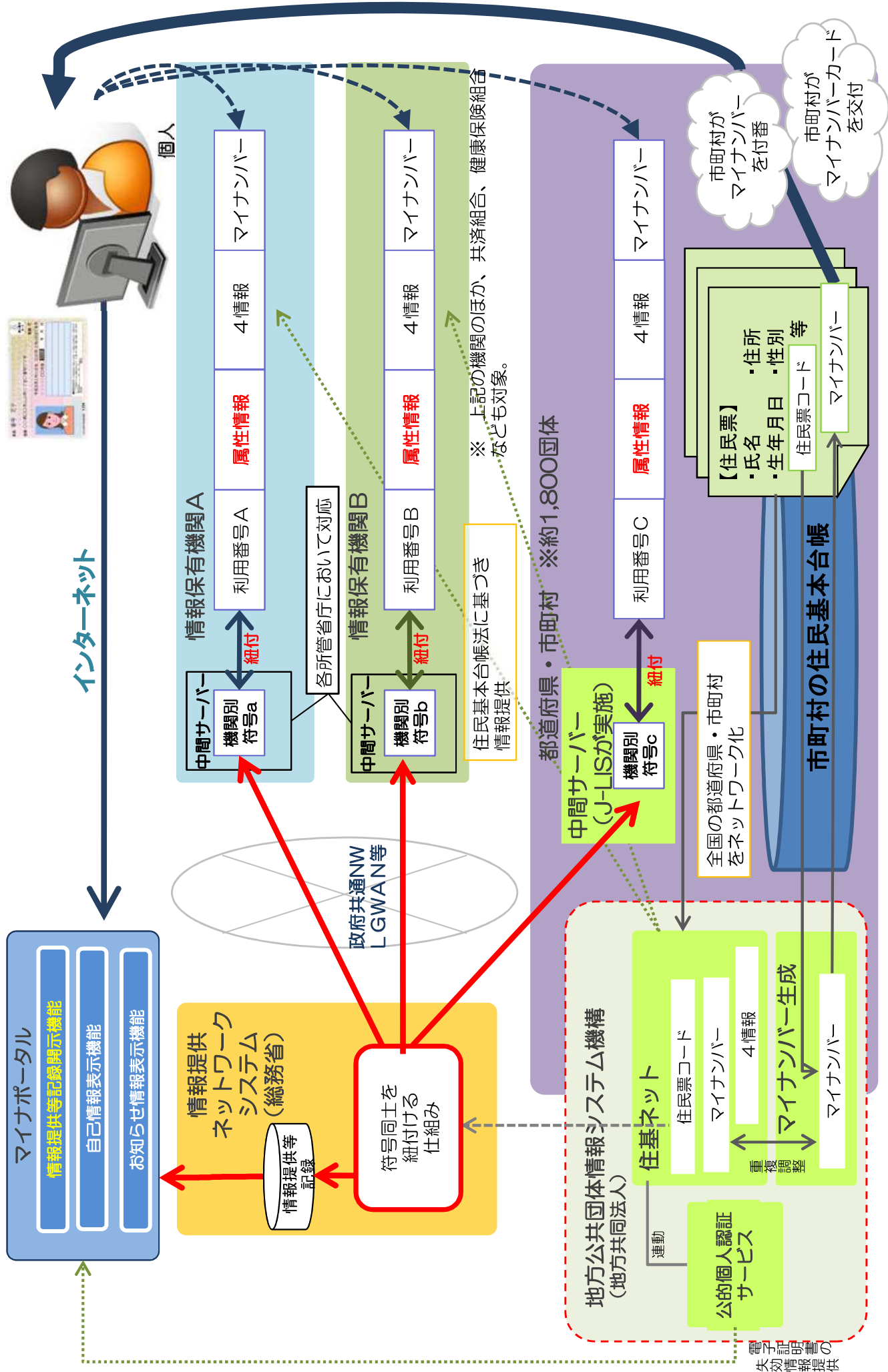
政府が運営するオンラインサービス。国民一人一人に用意されたポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせ(プッシュ型)サービスが可能。(平成29年7月～試行運用開始/11月～本格運用開始)

※ I～IIIを支える共通のツールが「マイナンバーカード」

公平公正な
負担と給付

より効率的な
住民サービス

マイナンバー制度を支える関連システムの全体像



滋賀県における住民基本台帳ネットワークシステム(本人確認情報)の利用および提供の状況

	R2	R1	増減
本人確認情報利用・提供件数合計	567,527	107,256	460,271

1 本人確認情報利用件数一覧(滋賀県知事が利用した件数)

利用区分	実施機関	R2	R1	増減
住民基本台帳法 別表第5に掲げる事務	滋賀県知事	566,111	105,817	460,294
滋賀県住民基本台帳法 施行条例別表第1 に掲げる事務	滋賀県知事	393	479	△ 86
合 計		566,504	106,296	460,208

2 本人確認情報提供件数一覧(国の行政機関等および行政委員会に提供した件数)

提供区分	提供先	R2	R1	増減
住民基本台帳法 別表第6に掲げる事務	滋賀県の執行機関(知事以外)	20	152	△ 132
滋賀県住民基本台帳法 施行条例別表第2に掲 げる事務	滋賀県の執行機関(知事以外)	704	373	331
情報提供業務以外の提 供(市町長等が本人確 認情報の修正等を行うと き)	市町長等	299	435	△ 136
合 計		1,023	960	63

1の内訳(事務区分別)

利用区分	項番	事務区分	R2	R1	増減	
住民基本台帳法別表第5に掲げる事務	1	特定非営利活動促進法による同法第10条第1項の認証、同法第23条第2項の届出または同法第34条第3項の認証に関する事務	県民活動生活課	362	467	△ 105
	2	恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務	総務事務・厚生課 教育委員会教職員課 警察本部厚生課	142	167	△ 25
	3	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例または特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税もしくは特別法人事業税の賦課徴収または地方税もしくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	各県税事務所 自動車税事務所	559,283	54,401	504,882
	4	旅券法による同法第3条第1項の発給、同法第9条第1項の渡航先の追加、同法第12条第1項の査証欄の増補または同法第17条第1項の届出に関する事務	国際課(パスポートセンター)	5,410	49,283	△ 43,873
	5	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第6条第1項の就学支援金の支給に関する事務	私学・県立大学振興課	0	17	△ 17
	6	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第2条第3項の被爆者健康手帳の交付、同法第7条の健康診断、同法第38条の居宅生活支援事業もしくは同法第39条の養護事業の実施または同法第24条第1項の医療特別手当、同法第25条第1項の特別手当、同法第26条第1項の原子爆弾小頭症手当、同法第27条第1項の健康管理手当、同法第28条第1項の保健手当、同法第31条の介護手当もしくは同法第32条の葬祭料の支給に関する事務	健康寿命推進課	0	7	△ 7
	7	職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施または技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務(同法第46条第2項の政令で定めるものに限る。)の実施に関する事務	労働雇用政策課	8	8	0
	8	児童福祉法による同法第6条の4第1号の養育里親もしくは同条第2号の養子縁組里親の登録もしくは同条第3号の里親の認定、同法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第1項の療育の給付、同法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費もしくは同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給、同法第33条の6第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の児童自立生活援助の実施または同法第56条第1項の負担能力の認定もしくは同条第2項の費用の徴収に関する事務	子ども家庭相談センター	0	374	△ 374
	9	生活保護法による同法第19条第1項の保護の決定および実施、同法第55条の4第1項の就労自立給付金もしくは同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給、同法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第63条の保護に要する費用の返還または同法第77条第1項、第77条の2第1項、第78条第1項から第3項までもしくは第78条の2第1項もしくは第2項の徴収金の徴収に関する事務	湖東・東近江健康福祉事務所	127	142	△ 15
	10	家畜商法による同法第3条第1項の免許または同法第5条の登録に関する事務	畜産課	5	13	△ 8
	11	大規模小売店舗立地法による同法第5条第1項、第6条第2項、第8条第7項、第9条第4項または附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務	中小企業支援課	1	0	1
	12	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第27条第1項の登録、同法第30条第1項の更新または同法第31条第1項の届出に関する事務	環境政策課	7	0	7
	13	電気工事士法による同法第4条第2項の交付または同条第7項の書換えに関する事務	防災危機管理局	736	869	△ 133
	14	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許または宅地建物取引士資格の登録に関する事務	住宅課	14	0	14
	15	旅行業法第67条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務	観光振興局	0	6	△ 6
	16	住宅宿泊事業法による同法第3条第1項または第4項の届出に関する事務	観光振興局	16	60	△ 44
	17	通訳案内士法による同法第18条(同法第57条において準用する場合を含む。)の登録、同法第23条第1項(同法第57条において準用する場合を含む。)の届出または同法第24条(同法第57条において準用する場合を含む。)の再交付に関する事務	関西広域連合広域観光・文化・スポーツ振興局	0	3	△ 3

1の内訳(事務区分別)

提供区分	項番	事務区分	提供先	R2	R1	増減
滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第1に掲げる事務	18	採石法による同法第32条の登録または同法第32条の7第1項の届出に関する事務	モノづくり振興課	14	4	10
	19	砂利採取法による同法第3条の登録または同法第9条第1項の届出に関する事務	モノづくり振興課	12	5	7
	20	介護保険法による同法第69条の2第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務	医療福祉推進課	86	69	17
	21	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による同法第41条の狩猟免許試験の実施または同法第46条第1項の届出に関する事務	各森林整備事務所	234	317	△ 83
	22	滋賀県職員退職料および扶助料支給条例による年金である給付の支給に関する事務	総務事務・厚生課 警察本部厚生課	5	4	1
	23	滋賀県屋外広告物条例による同条例第23条第1項もしくは第3項の登録または同条例第23条の5第1項の届出に関する事務	都市計画課	0	3	△ 3
	24	私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒または学生の保護者等(就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務	私学・県立大学振興課	0	11	△ 11
	25	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号または第4号に規定する資金の貸付けに関する事務	中小企業支援課	39	66	△ 27
26	土地収用法第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務	高島土木事務所	3	0	3	
合計				566,504	106,296	460,208

2の内訳(事務区分別)

提供区分	項番	事務区分	提供先	R2	R1	増減
住民基本台帳法別表第6に掲げる事務	1	特別支援学校への就学奨励に関する法律による同法第2条第1項の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	教育委員会	0	123	△ 123
	2	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第6条第1項の就学支援金の支給に関する事務	教育委員会	20	29	△ 9
滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第2に掲げる事務	3	滋賀県奨学資金貸与条例による奨学資金の貸与に関する事務	教育委員会	631	249	382
	4	国立または公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務	教育委員会	4	0	4
	5	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。)	教育委員会	0	30	△ 30
	6	地方自治法による同法第242条第1項の監査に関する事務	滋賀県監査委員	7	8	△ 1
	7	道路交通法による同法第74条の3第5項の届出に関する事務	滋賀県公安委員会	62	86	△ 24
情報提供業務以外の提供	8	市町長等が本人確認情報の修正等を行うとき。	市町長等	299	435	△ 136
合計				1,023	960	△ 960